

岐阜市デスポーザ排水処理システム取扱要綱

平成24年10月1日決裁

改正 平成27年3月31日決裁

改正 令和 3年3月26日決裁

(目的)

第1条 この要綱は、デスポーザ排水処理システムの設置及び維持管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、岐阜市下水道条例（昭和36年岐阜市条例第35号。以下「条例」という。）及び岐阜市下水道条例施行規程（昭和36年水道部管理規程第3号。以下「規程」という。）で使用する用語の例による。

2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) デスポーザ排水処理システム デスポーザーに併せて排水処理装置を設置したものをいう。
- (2) 申請者 条例第12条第1項の規定に基づき、デスポーザ排水処理システムの新設、増設、改造、変更又は撤去（以下「新設等」という。）の申請を行う者をいう。
- (3) 使用者 デスポーザ排水処理システムを使用する者をいう。
- (4) 製品認証 下水道のためのデスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成25年3月公益社団法人日本下水道協会（以下「協会」という。）作成。以下「性能基準」という。）に基づき、排水設備等認証品質規程の規定により協会が行った製品認証をいう。

(設置の基準)

第3条 デスポーザ排水処理システムは、製品認証を受けたもののうち、岐阜市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めたものに限り設置することができる。

(申請)

第4条 条例第12条第1項の規定に基づき、デスポーザ排水処理システムの新設等を管理者に申請する場合は、規程第9条の規定によるほか、別表に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、変更又は廃止を申請する場合は、管理者が認めたものに限り省略することができる。

(維持管理に関する義務)

第5条 申請者又は使用者は、デスポーザ排水処理システムの維持管理に関して、次に掲げる義務を負う。

- (1) 専門の維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結すること。
- (2) 第4条に定める書類に基づき、デスポーザ排水処理システムを適切に維持管理すること。

- (3) 維持管理業務委託契約に基づき維持管理業者が実施する点検に関する記録及び計量証明事業者（計量法（平成4年法律第51号）第109条の規定による登録を受けた者をいう。）が実施する水質検査（pH、BOD、SS及びヘキササン抽出物質）結果書の写しを年1回管理者に提出すること。
- (4) ディスポーザ排水処理システムから発生する汚泥又は乾燥ごみを、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき適切に処理すること。
- (5) ディスポーザ排水処理システムの使用により公共下水道に影響を及ぼす事故又は故障が発生したときは、自ら必要な措置を講じるとともに、直ちに管理者に報告してその指示に従うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、ディスポーザ排水処理システムの維持管理に関する管理者の調査に応じ、指導に従うこと。

（資料の保管及び提出）

第6条 申請者又は使用者は、ディスポーザ排水処理システムの維持管理に関する資料を保管しなければならない。

- 2 申請者又は使用者は、管理者がディスポーザ排水処理システムを適正に維持管理されていることを確認するために前項の資料の提出を求めたときは、速やかにこれを提出しなければならない。

（立入検査）

第7条 管理者は、ディスポーザ排水処理システムの新設等及び維持管理について必要と判断したときは、下水道法（昭和33年法律第79号）第13条の規定に基づき立入検査を行うことができる。

- 2 申請者又は使用者は、前項の検査に協力しなければならない。

（義務の承継）

第8条 ディスポーザ排水処理システムを有する建築物の譲渡又は貸付を受けた者は、この要綱に掲げる申請者又は使用者の義務を承継する。この場合、譲渡又は貸付を行う者は、譲渡又は貸付を受ける者に対して義務の承継の説明に努めるものとする。

- 2 前項の承継の届出について、譲渡人又は譲受人は、別表に定める書類を提出して行うものとする。

（製造者又は販売者に対する協力の依頼）

第9条 管理者は、ディスポーザ排水処理システムの製造者又は販売者に対し、申請者又は使用者に対して行う指導に協力するよう求めることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する
（岐阜市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱の廃止）
- 2 岐阜市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱（平成17年3月23日決裁）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条において、既にディスポーザ排水処理システムを設置し条例第13条第2項の規定による検査を受けたもの及び平成28年3月31日までにディスポーザ排水処理システムに係る条例第12条第1項の規定による承認がなされる場合においては、建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定に基づき配管設備として建設大臣が認定したもの又は下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成16年3月社団法人日本下水道協会作成。）に基づき評価機関による適合評価を受けたもののうち、管理者が認めたものはこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第4条、第8条関係）

	新設	変更	廃止	承継
ディスポーザ排水処理システム新設・変更届出書 （様式第1号）	○	○		
ディスポーザ排水処理システム廃止届出書（様式第 2号）			○	
ディスポーザ排水処理システム維持管理業務委託契 約（以下「維持管理業務委託契約」という。）書の 写し。ただし、申請の際に契約を締結していない場 合は、維持管理業務委託契約確約書（様式第3号）	○	○		○
誓約書（様式第4号）	○	○		○
維持管理承継届出書（様式第5号）				○
性能基準にいうディスポーザー及び排水処理装置の 仕様並びに排水処理装置の仕様の根拠となる処理能 力を記した書類	○	○		
製品認証を受けたことを示す書類の写し	○	○		
その他、管理者が必要と認めるもの				

備考 「変更」とは、ディスポーザ排水処理システムの増設、改造も含む。

様式第1号（第4条関係）

ディスポーザ排水処理システム新設・変更届出書

年 月 日

（あて先）岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

申請者 住 所
氏 名
電 話

下記の建築物に新設・変更するディスポーザ排水処理システムについて下記のとおり届け出ます。

1 一 般 事 項	(1) 建築物の概要	名称（建物用途）： 住 所： 戸数、階数等：	
	(2) 使 用 者	住 所： 氏 名： 電 話：	
	(3) ディスポーザ排水処理システム	<p style="text-align: center;">【ディスポーザ部】 【排水処理部】</p> 認 証 日： 認 証 番 号： 名 称： 製 造 者 名： 販 売 者 名：	
	(4) 工 程	着 工 予 定 年 月 日	年 月 日
		使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日
	(5) 施 工 業 者	ディスポーザー： 排 水 管： 排 水 処 理 装 置：	
	(6) 維 持 管 理 業 者	ディスポーザー： 排 水 管： 排 水 処 理 装 置：	
	(7) 設 置 場 所 位 置 図	別添図— のとおり	
	(8) 建 築 物 配 置 図	別添図— のとおり	
(9) 排 水 設 備 設 計 図	建 築 平 面 図 排 水 設 備 図	別添図— のとおり 別添図— のとおり	

2 設置 施設 の 仕様	(1) ディスポーザー	型 式 : 製 造 年 月 : 品 番 :				
	(2) 排水処理装置	設 計 人 員 : 設 計 ご み 量 : 設 計 汚 水 量 :	人 kg/日 m ³ /日			
	(3) 算 定 根 拠	別紙一 のとおり				
3 維 持 管 理 計 画	(1) 処 理 水 質 (設 計 条 件)	B O D : S S : n - H e x :	mg/L 未満 mg/L 未満 mg/L 以下			
	(2) 維 持 管 理 体 制		ディスポーザー	排 水 管	排水処理装置	
		保守点検内容 及 び 維持管理頻度	・機器の点検整備 (回/年)	・配管内の点検 (回/年) ・清掃 (回/年)	・定期点検 (回/年) ・水質検査 (回/年) ・汚泥引抜き (回/年)	
	(3) 点 検 項 目		ディスポーザー	排 水 管	排水処理装置	
		点 検 項 目	別紙一 のとおり			
		保守点検記録表	別紙一 のとおり			
4 そ の 他						

※1 「新設・変更」については、該当するものを○で囲むこと。

※2 変更については変更した箇所を朱書きにて記載すること。

様式第2号（第4条関係）

ディスプレイ排水処理システム廃止届出書

年 月 日

（あて先）岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

申請者 住 所
氏 名
電 話

下記の建築物に設置しましたディスプレイ排水処理システムを廃止しますので届け出ます。

記

1 建築物の概要

名 称
住 所
戸数、階数等

2 廃止年月日 年 月 日

様式第3号（第4条関係）

維持管理業務委託契約確約書

年 月 日

（あて先）岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

申請者 住 所
氏 名
電 話

私は、ディスポーザ排水処理システムの設置に当たり、誓約書に記載の事項を遵守し、このシステムの維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結することを確約いたします。
なお、維持管理業務委託契約締結後には、1月以内に契約書の写しを提出します。

建 築 物	名 称 住 所 戸数、階数等
ディスポーザ排水処理システム	【ディスポーザ部】 【排水処理部】 名 称 認 証 番 号 メ ー カ ー 名

誓 約 書

年 月 日

（あて先）岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

申請者 住 所
（使用者）氏 名 ⑩
電 話

私は、下記に掲げる事項を遵守し、ディスポーザ排水処理システムを適切に維持管理することを誓約します。

記

- 1 岐阜市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱（平成27年3月31日決裁）を遵守します。
- 2 ディスポーザ排水処理システム新設・変更届出書に従い、ディスポーザ排水処理システムを適切に使用し、維持し、及び管理します。
- 3 ディスポーザ排水処理システムの維持管理契約に基づき維持管理業者が実施する点検に関する記録及び計量証明事業者が実施する水質検査（pH、BOD、SS、ヘキサン抽出物質）の結果書の写しを年1回、岐阜市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出します。
- 4 ディスポーザ排水処理システムの使用及び維持管理に関して管理者が行う指導に従います。
- 5 申請建物を第三者に譲り渡し、又は、貸し付けたときは、ディスポーザ排水処理システムに関して説明するよう努め維持管理承継届出書を提出します。
- 6 ディスポーザ排水処理システムの使用により公共下水道に影響を及ぼす事故又は、故障が発生したときは、自ら必要な措置を講じるとともに、直ちに管理者に報告してその指示に従います。

建 築 物	名 称 住 所 戸数、階数等
ディスポーザ排水処理システム	【ディスポーザ部】 名 称 認 証 番 号 メ ー カ ー 名 【排 水 処 理 部】

※ 氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第5号（第4条関係）

維 持 管 理 承 継 届 出 書

年 月 日

（あて先）岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

申請者 住 所
（使用者）氏 名

下記の建築物に設置しましたディスポーザ排水処理システムの維持管理について、譲り受け、又は貸付けを受ける者に対して、岐阜市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱第5条を遵守することを伝え、 年 月 日に承継させたので、届け出ます。

記

1 建築物の概要

名 称（建物用途）：
住 所：
戸数、階数等：

2 ディスポーザ排水処理システムの仕様

【ディスポーザ部】

【排水処理部】

認 証 日：
認 証 番 号：
名 称：
メーカー名：
設置数量
（ディスポーザー： 台・排水処理装置： 基）

上記について、 年 月 日付で承継致します。

1 譲受又は借入者

住 所：
氏 名：
電 話：

※ なお、承継に基づき譲受人又は借入者より誓約書を頂きます。